

支部指定税理士委嘱規程

支部指定税理士委嘱規程

東京税理士会武蔵野支部

(目的)

第1条 この規程は東京税理士会の税務支援規則及び税務支援細則の規定に基づき支部における指定税理士の委嘱に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定税理士の登録)

第2条 指定税理士の委嘱をうける税理士会員(支部規則第6条第2項の会員をいう。以下同じ。)はあらかじめ支部に備える指定税理士名簿に登録をする。

(指定税理士の委嘱)

第3条 指定税理士の委嘱は原則として第2条による指定税理士名簿に基づき行うものとする。

(税務支援業務)

第4条 支部の行う税務支援業務等は次の業務とする。

1. 通常税務相談
 - イ 支部税務相談
 - ロ 地方公共団体税務相談
 - ハ 金融機関等税務相談
2. 新規青色申告者記帳指導
3. 新設法人記帳指導
4. 税を考える週間税務相談
5. 税理士記念日税務相談
6. 小規模納税者税務相談
7. その他の税務相談

(本規程の運営)

第5条 本規程の運営は当支部の税務支援対策部があたる。

(この規程の疑義の決定)

第6条 この規程に定める事項に疑義が生じた時又は定めのない事項については支部の幹事会において決定する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 12 月 22 日(以下「施行日という」)から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 18 年 3 月 23 日から施行する。ただし、税務支援対策部の名称及び、所掌事項は、平成 18 年 6 月 14 日開催の定期支部総会における税務支援対策部の設置の承認をもって効力が生じるものとする。

附 則

この改正規定は、令和 4 年 12 月 15 日から施行する。